

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第6回） 議事録

日時：平成20年8月4日（月）13:00～15:00

場所：地域活性化統合事務局 永田町合同庁舎7階特別会議室

出席者：（委員）榎谷委員長、金子教育部会長、樋口医療・福祉・労働部会長、黒川委員、
薬師寺委員、島本委員、山根委員、與謝野委員、米田委員

（規制所管省庁）総務省自治税務局固定資産税課 大橋課長

財務省主税局税制第二課 菅家主税企画官

国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課 土屋課長

文部科学省教職員課 山田課長補佐

文部科学省幼児教育課 大谷幼児教育企画官

厚生労働省大臣官房 岡本参事官

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 岩崎保育需給対策官

経済産業省原子力保安院保安課 牧野課長

（事務局）上西事務局長代理、福山次長、畠参事官、松本参事官、石田参事官、
市川参事官、ほか

1. 開会

（榎谷委員長）それでは定刻となったので、第6回評価・調査委員会を始めたい。議事次第に沿って進めたいと思うが、木村副大臣が会議に出席される予定だったのが、所用で急きょご欠席になったので、よろしくお願ひします。

本日は、平成20年度調査審議案件に係る各専門部会における検討状況などについて、各部会長からご報告いただきたい。医療・福祉・労働部会、医療・福祉・労働及び教育合同部会、地域活性化部会の順にご報告及びそれに対する質疑応答等をお願いしたいと思う。なお事務局は、補足すべき点があれば適宜発言していただきたいと思う。大体10分から15分ぐらいの目安で報告いただきたいと思うが、まず医療・福祉・労働部会について樋口部会長からご報告をお願いしたい。よろしくお願ひします。

2. 部会報告

■医療・福祉・労働部会報告

（樋口医療・福祉・労働部会長）それでは医療・福祉・労働部会から、資料1に基づき報告させていただく。部会では合計3回の部会を開催し、本部長から諮問事項のあったここに書かれてある2件について調査審議してきた。1件は、「保健所の設置要件の緩和」、も

う1件は「保健所長の医師資格要件原則の廃止」である。

まず「保健所長の医師資格要件原則の廃止」については、保健所長の医師資格要件原則を廃止し、別途保健所への医師配置を必要としつつ、現行の例外措置により緩和された要件の下で医師でない職員を保健所長にあてることができないかということを求めるものである。

1枚めくっていただき、1ページのところに調査審議意見案を用意している。この2つの案件について、「意見の考え方」の欄に記述されているように、地方公共団体により裁量を認める方向で整理検討すべきであるとなっている。専任の所長が置かれていない保健所が全国で多数存在することを踏まえると、保健所長の医師資格要件原則の例外措置について、国立保健医療科学院の専門課程及びその選抜方法、所長任期の見直しについて検討すべきであるという意見である。

地方分権改革推進委員会との関係で、規制所管省庁において平成20年度中に結論を得ることとされているので、検討事項、検討スケジュールについて明示すべきであるとした。また、提案者である広島県についても、別個に早期対応が具体的にできないかということを指摘しているところである。

そのため「意見（案）」として、本件の2提案については、規制所管省庁において規制緩和の方向で検討し、平成20年度中に結論を得ることとされていること。規制所管省庁においては、当委員会の指摘を十分に踏まえ検討結果をできるかぎり早期に実施すること。当該検討の推進にあたっては当委員会における指摘の反映状況とあわせ、検討の節目にスケジュールや検討状況について当委員会に報告すること。この点について求めている。

今後規制所管省庁が精力的に検討を進め、早期に成果が上がることを期待したいと考えている。

また規制所管省庁からの報告にあわせ、提案当時の考え方や問題意識、その後のニーズの変化や保健所の再編状況について、提案者に対し今後適当な時期に再度具体的な説明を求めることが、今後の審議の進展のため有用であると考えている。以上を記述して意見案としている。ご審議いただければ幸いである。

（樫谷委員長）ありがとうございました。ただいまのご報告についてご意見ご質問があればお願いしたい。いかがか。よろしいか。それでは、ただいまの部会長報告について、委員会として了承することにしたいが、ご異議ありませんか。異議がないようなので、ただいまの部会長報告を委員会として了承することにする。

続いて、医療・福祉・労働・教育合同部会報告について金子教育部会長からご報告をお願いします。よろしくをお願いします。

■医療・福祉・労働部会及び教育部会合同部会報告

（金子教育部会長）それでは医療・福祉・労働部会及び教育部会合同部会における議論の

結果についてご報告する。医療・福祉・労働及び教育部会合同部会では、計3回の部会を開催し、本部長からの諮問事項、「幼稚園教員免許及び保育士資格の相互取得の簡易化又は一元化」に係る調査審議を行った。資料2である。結論から言うと、かなりクリアな進展が規制官庁のご協力で得られた。

当提案については、今後幼保一元化に向けて幼稚園教員免許及び保育士資格の相互乗り入れを一層促進する必要がある、特に保育所の待機児童の解消や各種保育サービスの充実のため保育士の需要が高まっているなか、出産などにより幼稚園教員を退職した人材を活用することが重要であるという認識の下に議論が行われた。

実際に事業者の方がおられたが、昔は幼稚園の教諭が大勢いたが、最近では幼稚園に行く児童が少なくなっており、今では保育士が非常に足りないという現象がある。かなり経験のある人で幼稚園の免許を持っていても、保育士の資格を取っていない人はなかなか保育士になれない。40歳～50歳になって子育て経験もある人が、いまさらまた試験を受けるといってもなかなか難しい。保育士の試験自体がなかなか受かりづらい。そういうニーズがあるというところから発生したものである。

文部科学省、厚生労働省からのヒアリングと意見交換の過程で次のことが分かった。幼稚園の教員、保育士のほとんどは大学等で指定を受けた機関において養成されるわけだが、養成機関として2つの指定を受ける機関が多いこともあり、新規就職者については、両資格の取得者が約9割と、同時取得が広く行われていることである。若い人はほとんど一度に資格を取れるということである。これに対して既卒者や、受験する幼稚園教員資格認定試験、保育士試験においては、合格率が共に2割程度と難度の高いものとなっており、勤務しながら資格を取得するのは、負担が大きいこと。また保育士資格については、指定保育士養成施設の卒業以外には、保育士試験の受験しか資格取得方法がない状況がある。幼稚園の教員資格の認定試験においては、二次試験にほぼ全員の受験者が合格するのに対して、一次試験の合格率は2割程度と著しく低いものになっており、一次試験が実質的なハードルとなっていること等が判明した。

幼稚園教員資格認定試験、保育士試験の改善とともに、特に保育士試験については、通信教育、科目等履修生などの形で必要な単位を追加履修すること等による、資格取得の道を開くべきであるという意見で一致した。

こうした議論を踏まえて、資料2の1ページにある調査審議意見案を見ていただくと分かるが、両資格の共有促進に向けて、次のような意見を出している。幼稚園教員免許に係る規制所管省庁である文部科学省は、幼稚園教員資格認定試験の一次試験について運用を改善し、平成21年度から実施すること。そのために必要な検討を規制所管省庁において早急に開始し、平成20年度中に結論を得るということである。書いてある通りだが、一次試験を、簡単に言うと通りやすくなるようにするということである。

また、保育士試験に係る規制所管官庁である厚生労働省は、通信教育や科目等履修生等の形で必要な単位を追加履修することにより、保育士資格を取得する仕組みや、保育士試

験の科目免除拡大等の方策について検討し、平成20年度中に結論を得て、可能な限り早急に実施することとの結論に至ったところである。これはかなり大きな違いであり、保育士は既卒者の場合、試験を受けるしか道がなかったが、科目等履修生や追試等で当該単位を取得すれば、試験を受けなくても資格が取れるということは、経験者が働きながら取得をする可能性が広まったことになるのではないかと。

なお、「意見の考え方」の一番下の段落にあるが、今後の課題として、両資格のあり方を一元的に検討すべく、保育所におけるOJT等を保育士の資格取得につなげていくべき、との指摘もあった。

以上、医療・福祉・労働部会及び教育部会合同部会に議論の結論についてご報告したので、ご審議いただければと思う。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ただいまの金子部会長からのご報告について、何かご意見ご質問があればお願いしたい。いかがだろうか。

(金子教育部会長) 私の個人的感想だが、これは、特区の調査審議ということで特区で申請されたものだが、いきなり全国展開、法律ないし運用の検討という形で意見の一致をみた。

このケースの場合、最初は少し難しいかと思っていたが、事業者さんが非常にしっかりした方で、しっかり事業をやっておられるし、意見もしっかりしておられた。特区の申請の仕方は少し無理があったと思うが、そういう条件があった。また、世の中で待機児童の問題等があり、所管官庁両省お二方にヒアリングに来てもらい、岩崎さんと山田さんが来ておられるが、最終的にはその状況を踏まえてかなり思い切った措置を取ってもらえることになったので、今回に関しては調査審議をしてよかったという印象である。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それではただいまの部会長報告について、委員会として了承したいと思うが、ご異議ありませんか。よろしいか。異議がないようなので、ただいまの部会長報告を委員会として了承することにしたい。ありがとうございます。それでは続いて地域活性化部会報告について、部会長である私の方からご説明したい。

■地域活性化部会報告

(樫谷委員長) 資料3である。地域活性化部会の議論の結果についてだが、地域活性化部会は、5件について審議を行った。5件については、資料3にある(1)から(5)までである。このうち4件について意見を取りまとめ、1件については今後さらに審議を重ねたうえで意見を取りまとめることになった。

個々の項目について報告したい。まず本部長から諮問があった「都道府県固定資産評価審議会の必置規制の見直し」の調査審議である。1ページをご覧ください。本件は、都道府県の固定資産評価審議会の設置は、各都道府県の自主的判断に委ねることとし、必置規制の廃止を求めるものである。規制所管省庁である総務省からは、都道府県固定資産

評価審議会の目的である、固定資産評価についての市町村間の公平性を担保するというのと、住民等外部に対する説明責任を果たすといった要請を満たす措置が提案されるのであれば検討する、という説明があった。議論の結果、総務省においては具体的代替措置の提示があった時には、必置規制の見直し等を含めて地方公共団体の自主性がより尊重されるような方向で検討すべきであるとの結論に至った。これについては、広島県からの提案だが、広島県がもう少し検討をした上でということなので、具体的な提案があった時にこういう条件がクリアできれば、総務省としても検討するという話である。

その次に、「火薬類取扱者制限の見直し」の調査審議についてだが、2ページをご覧いただきたい。本件は、18歳未満でも煙火、花火を含む火薬類の取り扱いができるようにし、地域の伝統となっている花火に関する技能の伝承と後継者の育成を図ることを求めたものである。本件については、後継者育成のニーズがある一方で、年少者や周囲の安全確保が最優先であることから、今後提案者の地域の関係者において行われる検討の結果、安全性を確保するための措置が提示され、安全の確保が見込まれる場合は、規制所管省庁である経済産業省において、年齢制限の緩和を含め、制限の見直しを検討すべきであるとしている。また評価・調査委員会としてもこのことについてフォローアップしたいと考えている。

次に3ページだが、「火薬類消費許可の見直し」の調査審議である。本件は、花火の消費にあたり都道府県知事の許可が不要とされている消費量の上限を緩和することを求めたものである。本件については、許可手続きに時間をかけずに、直ちに花火を打ち上げたいという提案者側の需要が明らかになった一方で、上限を拡大した場合の危険を取り除くための安全策が示されておらず、また運用面の改善の余地も大きいと思われる。このことから、規制所管省庁である経済産業省においては、消費許可に係る許可権者の裁量範囲についての問い合わせへの助言を求めるとともに、提案者から安全性を確保するための措置が提示され、安全の確保が見込まれる場合には、制限の見直しを検討すべきであるという結論に至ったところである。

次に4ページだが、「回送運行用仮ナンバー取り付け要件柔軟化の一般道路への拡大」の調査審議である。本件は、簡易に取り付け可能な回送運行用仮ナンバー利用の一般道路への拡大を求めるものである。自動車工場等での作業時間短縮等の経済効果が見込まれる一方、現在国際埠頭で行われている運用が適正とは言えない状況が報告されており、また仮ナンバーの劣化の問題も指摘されている。このことから、規制所管省庁である国土交通省においては、国際埠頭での運用改善と仮ナンバー自体の見直し、国際埠頭への運用拡大と検証といったプロセスを踏み、本件について検討すべきであるとした。また評価・調査委員会は、この検討についてフォローを行っていくべきであるとしている。

最後に「どぶろく特区」である。いわゆるどぶろく特区「濁酒製造における原料規定の緩和」の調査審議だが、本件は、いわゆるどぶろくの副原料として使用できる農産物の範囲の拡充を図ることを求めるものである。規制所管省庁である財務省からは、どぶろくの定義の見直しについては、製造業者等の関係者の意見を聞いた上で、その結果を踏まえ検

討したいとの説明があった。そこで原料規定緩和に係る関係者の意向を把握すべく、どぶろく特区の認定を受けているすべての地方公共団体に対してアンケート調査を行い、その結果を踏まえてさらに審議を継続することとした。このことから本件については、今回は意見提出をせず、さらに審議が進展した段階で意見を提出したいと考えている。以上が地域活性化部会における議論の結果についてのご報告である。

(樫谷委員長) ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いしたい。いかがだろうか。よろしいか。それでは、ただいまの私の報告について委員会として了承することにしたいと思うが、ご異議ありませんか。異議がないようなので、ただいまの部会長報告を委員会として了承することにしたい。

3. 平成20年度調査審議意見のとりまとめ

(樫谷委員長) それでは次の議題に進みたい。平成20年度調査審議意見(案)について審議したいと思う。事務局は、意見素案を配布してください。よろしいか。ただいま配布した本提案について、私より説明したい。

各意見案の個票は、先ほどご了承いただいた部会長報告にあったとおりのため、全体構成と総論について説明させていただきたい。意見(案)の1ページから3ページまでである。各部会長からの報告を踏まえて取りまとめた評価・調査委員会の提案について説明したい。意見案の本文の構成としては、構造改革特別区推進本部長の諮問に基づく未実現の提案に関する調査審議に至る経緯についてまず簡単に触れ、続いて評価・調査委員会によるそれぞれの検討結果の概略を記載している。この本文に続いて、それぞれの専門部会において取りまとめたもらった案件ごとの個別の意見表を添付している。これが全体の構成である。項目別に説明したい。まず1ページ目「はじめに」についてだが、ここではまず、特区制度の基本理念、調査審議の意義について述べた上で、平成20年5月に本部長から諮問があった調査審議案件の進み方について記載している。

「2. 未実現の提案に係る平成20年度調査審議について」だが、2番目の項目、未実現の提案に係る平成20年度調査審議については、まず(1)として20年度の調査審議案件について列挙し、調査審議の経緯について記載している。

(2)として各件の調査審議案件に係る検討結果の概略を記載している。具体的には、『どぶろく特区』の濁酒製造における原料規定の緩和については、今年度実施される関係者へのアンケート調査の結果を踏まえて引き続き調査審議を行い、今年度中に意見を取りまとめるとしている。また「保健所設置要件の緩和」などの5件については、規制所管省庁の検討や取り組みの状況を評価・調査委員会として適宜適切にフォローアップするとともに、規制所管省庁における検討や取り組みに評価・調査委員会の意見を反映させていく旨を記載している。

「3. おわりに」だが、当委員会として未実現の提案に関する調査審議について、精力

的に取り組む旨をお伝えし、あわせて関係者へのお礼を述べて結びとしている。

調査審議に係る個別の意見については各部長からご報告いただいたとおりなので、省略したい。以上である。

(榎谷委員長) ただいまの評価・調査委員会の意見報告だが、いかがだろうか。何かご意見、ご質問があればお願いします。

(米田委員) 個人的な意見だが、「はじめに」の最初に構造改革特別区域制度の趣旨が書かれている。この趣旨には基本的に賛成なのだが、構造改革特区というのは、そもそも規制改革がなかなかいきなり全国展開できない時に、先行的な実験を、ある区域を決めて行うということも、1つの目的として持っていたはずだと思う。今の文章だと、構造改革特区が地域活性化の重要な手段という位置づけになっているが、それに加えて、いきなり全国展開では難しいものを、部分的に地域を決めて改革することもあるわけだから、その両方を併記するほうが、よりいっそう趣旨が明確になると思う。

(榎谷委員長) ありがとうございます。実験場としての性格も特区は持っているのですが、それについても趣旨として明確に記載すべきではないかというご意見か。

(米田委員) 「地域活性化」「地域の特性に応じた」というところのみに重点が置かれているふうに見えるところもあるので、より趣旨を明確にしたほうが、広がりがあり、よいと思う。

(榎谷委員長) ありがとうございます。今の米田委員のご意見について、どうか。事務局の方ではどうか。米田委員のご意見を踏まえて、その旨の記載を追加していただけるか。

(松本参事官) 今の米田委員のご指摘のとおり、そもそも特区の趣旨としてそういう先行的な実験の部分があるので、もしお許しいただけるのであれば、今の趣旨を踏まえた文章をここに加えることを事務局の方で案として作成したいが、いかがだろうか。

(榎谷委員長) よろしいか。

(米田委員) はい。

(榎谷委員長) 詳細の文章については委員長である私に一任していただくが、その前に案を委員の皆様方にお送りし、そのうえで最終的には私に一任いただくということにしたい。ありがとうございます。その他に何かご意見ありますか。

(薬師寺委員) 「はじめに」の部分だが、今回は第7次から第12次まで未実現の提案のうち8件についてということで、ただそれしか触れられていないが、その8件を選ぶにあたってある程度基準が示されていたと思う。どういう基準でこの8件が選ばれたのかということをおの中に盛り込んでもらえれば、納得していただけるのではないかとと思うので、よろしくをお願いします。

(榎谷委員長) 8件について諮問を受けたわけだが、本来は本部長から諮問を頂く形になっているが、委員会でもいろいろ議論をした経緯もあるので、そこで議論した基準ということか。

(薬師寺委員) こういう基準で8件について諮問を受けたというのが何かあったと思うが、我々だけでなく、諮問を受けた際にこういう多くの提案の中から8件を選んでもらったので、他に漏れた提案の人もいるので、その方々にも明確にしてもらえればと思う。

(榎谷委員長) ありがとうございます。薬師寺委員のご意見、よろしいだろうか。事務局の方はどうか。本部長からの提案について、基準はあったか。

(松本参事官) これはあくまでも本部長からの諮問ということで、諮問案件、本部長として判断する際の大きな指針、考え方を簡単に書き加えることでいかがか。

(榎谷委員長) よろしいか。では具体的に案を作ってもらい、薬師寺委員も含めて皆様方に見ていただきたい。それで最終的にはまた私に一任ということで進めていきたいと思う。

(島本委員) 3点ほどある。1つは、2ページ3行目のところで改行の位置を確認していただきたい。

あと、先に薬師寺委員が指摘されたことについては、可能かどうか分からないが、7件について諮問を受けてというインパクトに欠くというか、これだけやっているわけだから、もともとの提案がどれぐらいあってということも、こういう基準で選択したということと並べて、あったほうがよい。事務局のご苦労もあるだろうが、「8件について諮問を受けた」ではインパクトに欠くというのが2点目である。

あとは、米田委員からもご指摘があったが、そもそもの趣旨をもう少し強調するのであれば、新内閣が発足して、また財政負担、補正予算ということも言い始めているので、例えばこの「活性化」云々という中に「財政を使うことなく」、あるいは「民間部分の自律的なダイナミズム」等を強調しても、財政負担という議論が出ているので、盛り込めるのであれば盛り込めばいいという印象を持った。以上である。

(榎谷委員長) ありがとうございます。3点。1つは形式的な問題である。あとの2点だが、全体を「8件」というのではなく、7次から12次までの全体の件数を。

(島本委員) どういう提案があった等。

(榎谷委員長) それとあとは、特区の特徴としてお金を使うのではなく、知恵を使って財政を使わないで民間のダイナミズムや地域のダイナミズムを達成するということである。少なくとも少し入れてはどうかということであるが、いかがだろうか。事務局、いかがか。

(畠参事官) まず1点目の2ページの2行目と3行目の間のご指摘だが、それぞれの部会ごとにポツで1ページの下から整理しており、地域活性化部会についてはこれらの5件についてということで、誤解を招くようなので、「において」との間に1行開けるかして、誤解を招かないように整理し直したい。

2点目の8件を選ぶ前段として全体件数を入れてはどうかというご指摘だが、基本的には、委員会で議論してもらった内容を整理するという意味ではあまり事務局の苦労を書くのもどうかという気もするが、先ほど選んだ基準を入れてはどうかというご指摘もあったので、うまく収まるようであれば、織り込んで書き込む方向で考えたいと思う。

それから、3点目の趣旨のところ「財政を使うことなく」という点については、米田委

員のご指摘の分とあわせてうまく織り込めれば整理したい。

(樫谷委員長) 米田委員のご指摘とあわせて、薬師寺委員のご指摘もあわせてまとめてもらいたいと思う。「知恵と工夫」と書いてあるので、特に強調として「お金を使わないで」というところ、財政を使わないというところを入れてもらえればいい。よろしいだろうか。

(金子委員) 薬師寺委員と島本委員が言ったことの繰り返しだが、つい先日、今年の前回の特区提案をした自治体の人とお話をする機会があり、そこは大変によく勉強をしていて、調査審議があるということをご存じだった。詳しい話は特にしなかったが、こういうことがあったと話した。

こういう報告書は、そういう方々がしっかり読むかもしれないので、確かに両委員のおっしゃるようにたくさんある中から8件だけ出してくれば「自分が出した提案はどうなったのか」という思いがあると思う。せっかく法改正があり、こういうリターンマッチの機会があったわけなので、事務局の苦労や我々が何百件も見ただけ等を特に言うことはないが、しかし門前払いを受けた比較的社会的に意義があると思っている人にしてみれば、どういうプロセスで8件が選ばれたか、文句を言うという意味ではなく、今後そこに何かしらの手がかりがあると、またやる気になる、提案してみようということになる。法改正があってこういう機会が出来たので、本部長がどう選んだかということについて書くことはできないと思うが、そのプロセスについては、特区申請をして特例措置で行かなかったたくさんの人たちにとってみれば、大きなことだと思うので、なるべく具体的に書いてもらえるといい。

(樫谷委員長) ありがとうございます。事務局の方で、今の金子先生のご意見を踏まえて、具体的に書いていただきたい。他にありますか。

(米田委員) 先ほどの私の意見の繰り返しになりまことに恐縮だが、念のために最後の行の「評価・調査委員会としては」という部分の最後の言葉が「地域の活性化に資するよう努力してまいる所存である」というところを、先ほどの私の意見を踏まえて、「規制改革や構造改革の推進及び地域活性化」というような文言に変えていただければと思う。

(樫谷委員長) ありがとうございます。首尾一貫するようよろしくお願いします。よろしいか。

(薬師寺委員) 最後の部分でもし入れていただければ、今回初めてのことでいろいろな課題が出てきたと思う。「今後の課題として」というようなことで、我々がの中で感じてきたこと、もしくは問題にしなから解決できなかったようなことも織り込んでもらえればよいのではないかと思うが、いかがだろうか。

(樫谷委員長) 課題が確かに幾つかあったが、いかがか。申請者としての課題、それから規制所管省庁としての課題、2つあったと思う。

(松本参事官) 事務局の方から今の点についてご説明させていただく。書く場所が適切でなかったのかもしれないが、今、薬師寺委員のご指摘になった話としては、今回の審議の中で特に出してきたのは、やはり提案が具体性のあるもの、提案の背景などできるだけ明快

に示していくということや、提案者側の説明など、そういった話がかかなりあったかと思う。

そういう点については、2. の「(1)調査審議の経緯」のところ、最後の2つの段落で書いてある。

(樫谷委員長) この文章でいかがか。あまり申請者に負担を掛けすぎても問題で、気楽に申請してほしい側面もある。それを我々が取り上げて、またサポートさせていただく。基本的にアイデアがあれば、取り上げてそれを評価・調査委員会でサポートしていくことも必要だ。あまりにも大ざっぱでは確かにサポートもなかなか難しいということも今回あったので、いかがだろうか。この文章では、少し言葉が書き足りないか。

(薬師寺委員) こちらに提案者に対するというのが書いてあるが、それ以外も幾つか問題点があったと思うので、そのあたりのところを、今後また続けていくために何か一文を最後に入れてもらえればよいのではないか。今回でこれが終わりではないので、この1回でも調査審議をすることは大変大きな意味があった。さきほど金子委員からもご意見があったような前向きなことについても、この中に盛り込んでもらえればよいのではないか。

(樫谷委員長) 具体的にどのような記載になるか。事務局で何かありますか。では一度、案を薬師寺先生と相談しながら作成してもらい、そのうえで皆さんに見てもらい、それを前提に委員会として了承したいが、よろしいだろうか。

今までのことは、それでよろしいか。薬師寺委員、よろしいか。

(薬師寺委員) はい、お願いします。

(米田委員) 違う話だが、今回の調査審議の中で、規制改革会議との連携を取ろうということが結構出てきたと思うが、規制改革会議の議長と評価・調査委員会の委員長と連名で、両方の連携を図っていこうという共同声明を出されたことでもあるので、規制改革会議の方でも注目しているし、これまで未実現であった要望もさらに精査させてもらい、全国的な展開が必要なものについては、規制改革の方でも協力しながら取り上げることをしているので、どこかに「規制改革推進室と連携を取りながら」あるいは「規制改革会議との連携を深めつつ行う」という文言を入れてもらえるとよいと思う。

(樫谷委員長) 規制改革会議との関連を記載したらどうかということである。いかがだろうか。

(樋口医療・福祉・労働部会長) 規制改革会議との連携もあると思うが、今回については幾つかの案件について、地方分権化会議との関連がかかなり出てきたと思う。私どもの報告したものについても、片方で年度内という話があるので、そことの連携をどう図っているかということも、もし記述するのであれば一緒にとと思う。

(樫谷委員長) よろしいか。少し幅広に。

(米田委員) 全く同意見で、要するに今、内閣府でこういう案件が、構造改革特区だけでなく、いろいろな所で審議されているので、その連携を取りながら構造改革に向かって頑張るといところが非常に大事になってくる。今私が申し上げたのは規制改革会議だが、地方分権推進委員会もあるし、そういった他の方面とも連携を取りながらということを一

文付け加えるのが適切だと思う。

(樫谷委員長) よろしいか。

(上西事務局長代理) 今ご指摘があったように、他の委員会と連携を取りながらというのは重要なポイントだと思うので、一文追加したい。

(樫谷委員長) その文章についてはまた事務局で練ってもらい、また皆さん方にご相談した上で、最終的には私に一任いただくことでよろしいだろうか。大変貴重なご意見をたくさんいただき、ありがとうございました。他に意見はありますか。

それでは、幾つかの意見があり、「はじめに」の部分、あるいは、財政を使っていないということアピールする、あるいは全体の7次から12次の全体の基準を入れる、あるいは課題をもう少し入れる、あるいは規制改革会議、地方分権化会議との連携などを含めて案を出してもらい、それで皆様方に見ていただく。そのうえで皆さんのご了承を得たいが、最終的には私に一任してもらうということでもよろしいだろうか。ありがとうございました。

それでは、今回調査審議した案件については、その進捗状況を評価・調査委員会としてもフォローし、今後も規制改革の実現に向けて精力的に審議を進めていきたいと考えている。また、本日は関係省庁の責任者の方にもお出でいただいているところである。本日の評価・調査委員会の意見を踏まえ、誠実な対応をしていただくことを期待する。他に事務局から連絡事項はあるだろうか。今後のスケジュールはどうなっているか。

(松本参事官) 今後のスケジュールだが、本件については、今ご指摘いただいた修文について事務局でたたき台を作り、調整させてもらった後、意見として最終的に確定すれば、それを本部長に対しての意見という形でいただくことになる。それ以降、9月に入るが、現在、今年度のあじさいの提案の状況は各省庁と調整しているところだが、これの報告が出るので、それを踏まえて政府としての対応を本部決定させていただくことになる。そういった作業を行い、本年度上半期の作業としては一つの区切りになるかと思う。また各個別の意見に出ているとおり、今年度後半以降に調査審議が続くもの、あるいはフォローアップしてくるものがあるので、こちらについてはまた、下半期に委員の皆様のご審議をお願いしたいと思っている。以上である。

(樫谷委員長) それでは、本日はこれで閉会したい。ありがとうございました。

4. 閉会

以上